

井の頭公園アートマーケット運営委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、井の頭公園アートマーケット運営委員会（以下、「運営委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 運営委員会は、井の頭公園アートマーケット（以下、「アートマーケット」という。）による手づくり文化の発信と公園を核とした賑わい創出に向けて、東京都、武蔵野市、三鷹市及び関係諸団体等が協働し、アートマーケット制度の適正かつ円滑な事業運営を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アートマーケットの企画及び運営に関すること
- (2) アートマーケット出展者（以下、「アートキャスト」という。）の審査及び登録並びにアートキャスト連絡協議会の承認及び監督に関すること
- (3) アートマーケットの宣伝及び紹介に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

第2章 組織

(会員)

第4条 運営委員会は、第2条の目的に賛同する下記の会員をもって構成する。

会 員
東京都
武蔵野市
三鷹市
一般社団法人武蔵野市観光機構
特定非営利活動法人みたか都市観光協会

(委員)

第5条 運営委員会に次の委員を置き、別表1により「委員名簿」を定める。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 2名

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 選任された委員が任期中にその会員の職務を離れた時は、その職務の後任者が委員に選任されたものとみなす。

ただし、その任期は前任者の残留期間とする。

(委員の職務)

第6条 運営委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるときは、あらかじめ運営委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。
- 3 監事は、運営委員会の会計その他の事務を監査する。

(議事)

第7条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 第3条に掲げる事業に係る総合的な計画に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (5) アートキャスト連絡協議会の承認に関すること。
 - (6) その他事業の実施に係る重要事項に関すること。
- 2 運営委員会は、運営委員長が招集し、運営委員長がその議長となる。
 - 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 4 運営委員会に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、委員が出席したものとみなす。
 - 5 運営委員長は、必要に応じて運営委員会にオブザーバーを招集し、意見を聴取できるものとする。
 - 6 前各号に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。

(報酬)

第8条 委員は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 運営委員会に、次の会議を置く。

- (1) アートキャスト審査会
 - (2) アートキャスト抽選会
- 2 会議は、第5条の委員で構成する。
 - 3 第7条第2項から第6項までの規定は、会議について準用する。
 - 4 第1項に定めるもののほか、運営委員長が必要と認める会議を置くことができる。

(アートキャスト審査会)

第10条 アートキャスト審査会は、アートキャストの出展作品及びパフォーマンスの内容が、別に定めるアートマーケット実施要綱及び審査基準に適合しているか否かを審査するときに開催する。

(アートキャスト抽選会)

第11条 アートキャスト抽選会は、アートキャストの登録人数に上限を設けて抽選を行うときに開催する。

(アートキャスト登録)

第12条 第10条の審査会で適合と判定され、前条の抽選会で当選した者に登録候補者通知を発行する。

2 前条の通知を受け、別に定める登録料を納付した者は、アートキャスト登録者となる。

(アートキャスト連絡協議会の承認)

第13条 前条のアートキャスト登録者は、アートマーケット制度の適正かつ円滑な運営を効果的に図るため、公園管理者及び運営委員会と連携・協働により自主活動を行うアートキャスト連絡協議会(以下、「キャスト連絡会」という。)を設立し、運営委員会に届け出るものとする。

2 キャスト連絡会は1団体とし、運営委員会は、毎年度、キャスト連絡会の承認を行う。

(出展資格)

第14条 キャスト連絡会の会員でない者は、アートマーケットへの出展を認めない。

(キャスト連絡会への指導等)

第15条 運営委員会は、アートマーケットの適正な出展及び円滑な運営を確保するため、アートキャスト連絡会に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 運営委員会の事務を処理するため、東京都西部公園緑地事務所に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、書記を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 書記 若干名

3 事務局長は、東京都西部公園緑地事務所管理課長をもって充てる。

第5章 会計

(経費)

第17条 運営委員会の経費は、登録料、預金利子及びその他の収入をもって充てる。

2 運営委員会の経費は事務局長が管理し、その管理方法は運営委員長が別に定める。

3 前項に基づき、井の頭公園アートマーケット会計規則を策定し、運営委員会の承認を得る。

(会計)

第18条 運営委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 運営委員会の会計に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。

第6章 解散

(解散)

第19条 運営委員会は、その目的が達成されたとき解散について運営委員会で審議する。

2 運営委員会が解散したとき存する残余財産の帰属は、運営委員会の議決するところによる。

第7章 補則

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年12月3日から施行する。

<別表1>

井の頭公園アートマーケット運営委員会委員名簿

(委員長) 田中 功	東京都西部公園緑地事務所副所長兼庶務課長
(副委員長) 小池 鉄哉	武蔵野市市民部産業振興課長
(副委員長) 黒木 誠也	三鷹市生活環境部生活経済課長
(委員) 中澤 早苗	東京都西部公園緑地事務所管理課長 (事務局長)
(委員) 村重紗央理	武蔵野市市民部産業振興課まちの魅力向上担当係長
(委員) 今井 信介	三鷹市生活環境部生活経済課観光振興担当主査
(監事) 甲山 明夫	一般社団法人武蔵野市観光機構事務局長
(監事) 瓜生田和正	特定非営利活動法人みたか都市観光協会事務局長

(敬称略・順不同)

<事務局>

事務局長 中澤 早苗 (東京都西部公園緑地事務所管理課長)

会計・書記 衣笠 里美 (同課利用指導担当課長代理)

書記 宮崎 猛 (同課管理担当)

書記 柳 久美 (同課管理担当)